

人権啓発講師派遣支援事業実施要綱

(目的)

第1条 人権啓発講師派遣支援事業（以下「事業」という。）は、事業所・各種団体等が、人権研修を開催する場合、その講師を延岡市人権啓発推進協議会（以下「協議会」という）が派遣し、人権問題に対する正しい理解と認識を高めることを目的とし、講師謝金については、協議会が負担する。

(対象者)

第2条 事業の対象者は協議会の会員である事業所・各種団体等とし、研修参加者が5人以上であることとする。ただし、複数の事業所・各種団体等が合同で行うこともできるものとする。

(講師の条件)

第3条 派遣講師の条件は次に掲げるものとする。

- (1) 人権・同和問題に深い知識を持ち、社会的信望があること
- (2) 研修を行う事業所・各種団体等に属さない講師であること。
- (3) 県内在住の講師であること。

(講師謝金)

第4条 講師謝金は旅費を含み下記のとおりとする。（但し、講話時間は概ね45分以上とする）

・延岡市内	6,300円
・日向市 西臼杵、東臼杵郡	10,000円
・西都市 児湯郡	20,000円
・宮崎市 東諸県郡以南	30,000円

2 謝金の支払いは講師名義口座に振込むものとする。

(利用回数)

第5条 事業の利用回数は1事業所・各種団体等が年2回までとする。

(利用の申請等)

第6条 事業を実施する事業所・各種団体等は、派遣講師を決定し、実施日の30日前までに、協議会事務局（人権推進課）に申請書を提出し、実施後2週間以内に実績報告をしなければならない。

2 協議会事務局（人権推進課）は実績報告を受け、30日以内に、謝金を支払うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年5月21日から施行する。